

●特にことわりのないものは12月22日(月)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

お知らせ

不審電話に注意ください

最近、市役所の職員を装い、「年金の過払い分を返金してほしい」、「年金制度改正があったのでお金を指定口座へ振り込んでほしい」、「年金の受給額を教えてください」といった内容の不審電話が発生しています。

市では、電話で「お金を振り込むように」と依頼したり、年金額を尋ねたりすることはありませんので、お金を振り込むようなことはしないでください。

このような電話がかかってきたときは、即答せずに相手の名前などを確認し、国民年金課までお問い合わせください。

水道管にも防寒を！

水道管にも防寒を！

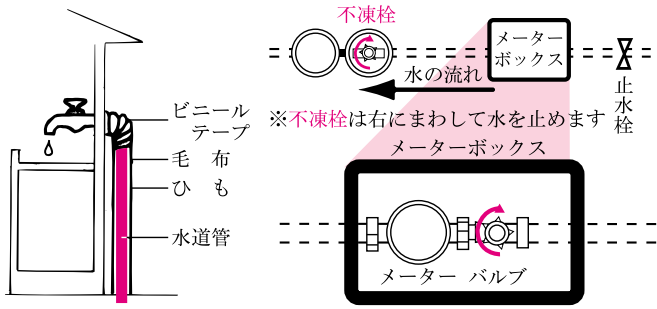
冬になると、水道管の凍結で水の流出が悪くなることや管が破裂することが多くなります。特に、家の北側にあるものや露出している水道管にはご注意ください。

水道管の凍結を防ぐためには、保温材料を取り付けましょう。保温材料には市販品もありますが、身近なものでは、毛布・布・フェルト等があります。これらを水道管に巻きつけて、その上から保温材料が濡れないようにビニールなどで巻くと凍結防止に効果があります。

万一、水道管が破裂してしまったり、不凍栓またはメーターボックス内のバルブを閉め、水を止めてから所沢市管工事協同組合(☎922-6185)または水道部給水課(☎921-1082)へ連絡してください。

●長い間留守にする方は：長い間、家を空けているときに寒波が襲来すると、屋内でも水道管の凍結による破裂が起こることがあります。

水道管の破裂を防止するために、お出かけの際には不凍栓またはメーターボックス内のバルブを閉めていただくようお願いいたします。



お問い合わせ 水道部給水課(☎921-1082・FAX921-1094)

特別給付金が継続支給されます

特別給付金の最終償還を終えた戦没者などの妻および父母などで、次の要件を満たす方に国から特別給付金が支給されます。

- 第17回特別給付金国庫債券「い」号を受けられた戦没者などの妻時効により受けられなかった方も含まれます(平成15年4月1日において公務扶助料、遺族年金などを受ける権利を有している方に、第22回特別給付金国庫債券「い」号(額面200万円)が支給されます。
- 第19回特別給付金国庫債券「い」号を受けられた戦没者の父母など(時効により受けられなかった方

固定資産税・都市計画税の課税に関するお知らせ

■住宅建て替え中に1月1日を迎える土地の所有者の方へ
平成16年1月1日(賦課期日)において住宅を建て替え中(未完成)の土地で、次の①～⑥の要件をすべて満たす土地については、住宅用地としての軽減措置を継続します。該当する方は申告してください。

- ①平成15年1月1日に住宅があったこと(住宅用地であったこと)
- ②平成16年1月1日に住宅の建て替え工事に着手していること
- ③平成16年12月31日までに住宅が完成すること
- ④原則として、建て替えの前後で敷地が同じであること
- ⑤原則として、平成15年1月1日と16年1月1日の土地所有者が同じであること(共有となっても可)
- ⑥原則として、平成15年1月1日と16年1月1日の住宅所有者が同じであること(共有となっても可)

■住宅用地に係る軽減措置
●小規模住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の6分の1、都市計画税は3分の1を上限とする
●一般住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の3分の1、都市計画税は3分の2を上限とする
◎小規模住宅用地とは、住宅用地のうち200㎡までの部分をいい、一般住宅用地とは200㎡を超える部分で、家屋の床面積の10倍までの部分をいいます。

■平成16年度償却資産の申告
固定資産税は、土地や家屋のほか事業用資産(償却資産)も課税の対象となります。市内で事業をされている方は、平成16年1月1日現在所有している事業用資産(償却資産)について申告書を作成のうえ、資産税課へ提出してください(郵送可)。申告書が届いていない場合は、ご連絡ください。また、法定申告期限は1月末日(土・日曜日、祝休日の場合はその翌日)となっていますが、事務処理の都合上、平成16年1月20日(火)までに申告くださるようご協力をお願いします。

家屋調査にご協力ください

現在、市では固定資産税課税のための家屋調査を実施しています。平成15年中に家屋を新築・増築または取り壊した方で、まだ調査がお済みでない方は資産税課へお知らせください。調査希望日に調査員(身分証明書・評価補助員証を携行)が伺います。

申告先・問い合わせ 市役所2階・資産税課(〒359-8501・並木1-1-1/☎998-9068・FAX991-1088)

納税はお済みですか？

- 固定資産税・都市計画税(第3期)
- 国民健康保険税(第6期)

- ▶納付は便利な口座振替で
- ▶お申し込みは各金融機関・郵便局へ

熊谷地方気象台からのお知らせ

熊谷地方気象台では、天気予報、地震の情報について、埼玉県を南部・北部・秩父地方の3つの地域に分

も含まれます)で、平成15年4月1日において公務扶助料、遺族年金などを受ける権利を有し、かつ、平成15年3月31日までの間に氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった方に、第21回特別給付金国庫債券「い」号(額面100万円)が支給されます。

請求期限 平成18年3月31日まで
お問い合わせ 福祉総務課(☎998-9113・FAX998-9065)

注意報・警報では、南部を南東部・南中部・南西部に、北部を北東部・北西部に分け、秩父地方とあわせて6つの地域に区分して発表しています。

ただし、南東部・南中部・南西部ともに発表する場合は南部として、また北東部・北西部ともに発表する場合は北部として発表しています。

所沢市は南中部に位置しています。
お問い合わせ 熊谷地方気象台防災業務課(☎048-521-5858・FAX048-520-3210/平日午前8時30分～午後5時)

製造事業所の皆さんへ

12月31日現在で、製造事業所の実態を調査する「平成15年工業統計調査」を行います。12月から来年1月にかけて調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密を厳守しますので、数字などを

正確にご記入ください。
お問い合わせ 情報統計課(☎998-9036・FAX998-9153)

指定給水装置工事業者の指定および取り消し

■指定
次の事業者を所沢市指定給水装置工事業者に指定しました。

- 【事業者名等】
- (有)吉野水道工業所(川越市岸町1-10-5/☎049-222-1259)
- (有)野澤設備(東松山市下野本1-4-94-2/☎0493-22-0899)
- (株)アイダ設計(上尾市川286/☎048-783-0152)
- (有)小原設備工業(新座市馬場1-9-29/☎048-481-2312)

■取り消し
次の所沢市指定給水装置工事業者の指定を取り消しました。

- (株)住まいのリフォーム館(上尾市川286)
- お問い合わせ 水道部給水課(☎921-1082・FAX921-1094)

所沢市身近な生きもの調査結果報告の展示

市内の小・中学生のご協力をいただき、毎年夏休みに実施している「身近な生きもの調査」について、今年(モリ)を取り上げ調査しました。その調査結果報告の展示をします。

とき 平成16年1月10日(土)まで
ところ 狭山丘陵いきものふれあいの里センター(荒幡782)

同時募集のぬり絵も展示します。
お問い合わせ 所沢市身近な生きもの調査委員会(同センター内/☎・FAX999-9412)

彩の国・年末年始の交通事故防止運動実施中

運動実施期間 平成16年1月3日(土)まで
【重点目標】
①薄暮時・夜間の交通事故防止
②飲酒運転などの無謀運転の追放
お問い合わせ 交通安全課(☎998-9140・FAX998-9162)

～会費や負担金がいらない～

所沢市子ども災害見舞金

子ども災害見舞金は、子どものけがに対し、治療の程度に応じて見舞金を支給する制度です。加入手続き、会費や負担金は必要ありません。対象となる方 1歳～15歳の住民登録または外国人登録をしている子ども

【対象となる災害】

- 公園・広場等で遊んでいるときのけが
 - スポーツ（サッカー・野球等）によるけが
 - 家庭などでのやけど・けが
 - その他、生活全般にわたるけが
- ◆「対象外の災害」
- ◆交通事故によるけが：所沢市交通災害共済に加入している方には、見舞金が支給されず。必要書類を交通安全課へ提出してください。
 - ◎16インチ以上の自転車に乗車中の

けがは、交通事故になります。

◆幼稚園、保育園、小・中学校でのけが、および登下校、クラブ活動などの学校管理下でのけが：日本体育・学校健康センターの対象になります。幼稚園、保育園、小・中学校に申し出てください。

■請求方法

市役所2階・交通安全課、各出張所にある次の①～③の書類に必要事項を記入して、交通安全課へ提出してください。

- ①子ども災害見舞金請求書（保護者が記入）
- ②医師の診断書（入院期間、通院期間が記入してあるもの。1等級を請求する場合は死亡診断書または検案書）
- ③口座振替依頼書（請求者本人の口

座。現金受け取りを希望する場合は不要）

提出の際には、印鑑（朱肉を使うもの）をお持ちください。

■支給金額

等級	傷害の程度	金額
1等級	死亡した場合	50万円
2等級	全治1年以上の傷害	15万円
3等級	全治6か月以上の傷害	7万円
4等級	全治3か月以上の傷害	4万円
5等級	全治2か月以上の傷害	3万円
6等級	全治1か月以上の傷害	2万円
7等級	全治1週間以上の傷害	1万円

留意事項

◆治療期間に応じて支給します。診断書は、治療後にお取りください。◆災害を受けたと請求することができず、必要書類にかかる費用は、請求者に負担していただきます。

問い合わせ 交通安全課（☎998-9140・FAX998-9162）

労働相談の「あんない」

とき 12月24日（水）午後1時～4時

ところ 市役所2階203会議室

対象 勤労者、事業主

内容 労務間のトラブル等

相談員 社会保険労務士ほか

問い合わせ 商工労政課（☎998-9155・FAX998-9162）

市税の夜間・休日納税窓口を開設します

市税が夜間・休日にも納税できます。日中・平日に時間がとれない方は、ご利用ください。

期間中は、電話による納税相談も受け付けています。

とき ◆夜間：12月22日（月）、24日（水）～26日（金）午後5時～8時 ◆休日：12月21日（日）午前8時30分～午後5時

ところ 市役所2階・収税課

市税の内訳 市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特

別土地保有税、事業所税等

問い合わせ 収税課（☎998-9007・FAX998-9152）

所沢飛行場および航空の歴史に関する資料提供のお願い

所沢航空資料調査収集する会では、「航空発祥の地・所沢」を広く周知し、永く後世に伝えるために、所沢飛行場および航空の歴史に関する資料などを収集しています。お手持りの資料などがありましたら、ぜひ、「提供ください」。

問い合わせ 所沢航空資料調査収集する会（商工労政課内）☎998-9155・FAX998-1323

秋の「環境美化の日」「斉美化清掃活動の結果を報告します」

11月9日、市内全域で秋の「環境美化の日」「斉美化清掃活動」を行いました。

当日は、多くの皆さんに道路・広場・空き地等に散乱していたごみを

回収していただきました。「ご協力ありがとうございました。ご迷惑はかかりませんでした。」

ごみの回収量は次のとおりです。

燃やせるごみ……………35・17トン

燃やさないごみ……………15・44トン

びん・かん……………4・92トン

粗大ごみ……………23・82トン

合計……………79・35トン

問い合わせ 生活環境課（☎998-9370・FAX998-9195）

ごみの分別方法の案内ビデオを貸し出します

市では、ごみの資源化・減量化を推進する目的で、ごみの分別方法を案内した「ビデオ版家庭ごみの分別方法」を作成しました。このビデオを出張所などで貸し出しますのでご利用ください。

貸し出し方法などの詳細は、お問い合わせください。

問い合わせ 廃棄物対策課（☎998-9146・FAX998-9394）

水漏れの修繕・年末年始、1月の休日受付当番

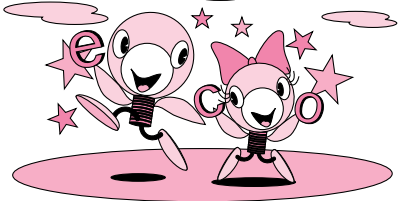
所沢市水道部 ☎921-1100・FAX921-1094

水道部では24時間体制で水漏れへの対応にあたっています。修繕は、所沢市指定給水装置工事業者が行い、修繕費用は依頼主の負担となります。年末年始、1月の休日受付当番は次のとおりです。

日(曜日)	当番	電話番号
12月20日(土)	(有) 地水工業	948-1987
21日(日)	ミネ管工	923-0667
23日(祝)	(有) 興伸設備	942-4907
27日(土)	(株) 貴井産業	993-0110
28日(日)	(有) 水村設備工業	948-4455
29日(月)	(有) 東邦設備工業所	944-3880
30日(火)	協立管工	昼 948-5515 夜 924-0337
31日(水)	(株) 木下商興	948-1719
1月1日(祝)	荻野設備	948-0705
2日(金)	(有) 増田パイプ工業所	922-2914
3日(土)	(株) 朝熊	947-1126
4日(日)	小寺水道工業(有)	944-0906
10日(土)	(有) 伏見設備工業	昼 948-3328 夜 948-3393
11日(日)	(有) 野村設備工業	948-5753
12日(祝)	(株) キノシタ	924-2728
17日(土)	(有) あざま管工	942-3771
18日(日)	(有) 須田設備	昼 922-7022 夜 922-0981
24日(土)	(有) 新井設備工業	948-4013
25日(日)	(株) 金子設備工業	944-0515
31日(土)	(有) ミヤザキ	948-7650

第44回

エコとこ伝言板



あなたの心がけて 住みよいまちに

ペットを飼っている皆さんへ

ペットの飼い主は、日常生活の中で人とペットがうまく共生していくためにも、ペットが人に危害を加えないようにしたり、ペットのふん尿などの汚物を適正に処理したりして、他人に迷惑をかけることがないように責任をもって飼いましょう。



犬を飼う際は、市に登録の申請を行い、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせてください。また、犬は綱や鎖でつなぐか、柵や檻の中で飼い、鳴き声・悪臭等で地域の方に迷惑をかけないようにしましょう。

万一、犬が人を噛んでしまったら、速やかに所沢保健所（☎922-2167・FAX920-3082）へ届け出をしてください。



猫を飼う際は、猫の健康（感染症などの防止）と安全（交通事故などによる不慮の事故の防止）のためにも、室内で飼うようにしましょう。

【ペットに関する相談】

- ◆犬について…所沢保健所（☎922-2167・FAX920-3082）
- ◆猫について…埼玉県動物指導センター川越支所（☎049-242-1399・FAX049-242-1358）

問い合わせ 生活環境課（☎998-9370・FAX998-9195）

迷惑をかけていませんか？ 歩きながらの喫煙・ごみのポイ捨て

たばこの吸い殻・紙くず・ガム・空き瓶・空き缶・廃プラスチック類等をポイ捨てすると、「埼玉県ごみの散乱防止に関する条例」により罰せられます。



ドライバーの皆さんへ

12月は「大気汚染防止推進月間」です。「アイドリング・ストップ」にご協力をお願いします。

